
会 告

共同研究会規程の設定について

従来日本鉄鋼協会、通商産業省重工業局および日本鉄鋼連盟の三者で運営されてきました鉄鋼技術共同研究会は本年1月1日より日本鉄鋼協会共同研究会としてその事業を継承することとなりましたことは前号(第48年第14号)会告でもお知らせいたしました。昨年11月21日の鉄鋼技術共同研究会第20回実行委員会および12月19日開催の本協会第10回理事会において共同研究会規程が議定されましたのでお知らせいたします。

記

日本鉄鋼協会共同研究会規程

- 第1条 日本鉄鋼協会は、鉄鋼業の技術に関する調査研究を行ない新業の発展に寄与するため、通商産業省重工業局および日本鉄鋼連盟との緊密な連けいと協力のもとに、共同研究会を設ける。
- 第2条 共同研究会の会長は、日本鉄鋼協会会長これに当たる。
- 第3条 共同研究会に幹事長および総務幹事若干名をおき、会長がこれを委嘱する。
幹事長および総務幹事の任期は委嘱の日から2年とし、重任を妨げない。交代した場合は前任者の任期を引継ぐものとする。
- 第4条 共同研究会は、各研究部門につきそれぞれ研究部会を設ける。
研究部会の部会長は、会長が委嘱する。
部会長の任期は委嘱の日から2年とし、重任を妨げない。交代した場合は前任者の任期を引継ぐものとする。
部会の構成は部会長が決定する。
- 第5条 共同研究会の運営を円滑ならしめるため運営委員会を置く。
運営委員会は会長、通商産業省重工業局長、日本鉄鋼連盟専務理事、日本鉄鋼協会専務理事および研究担当理事、共同研究会幹事長および各部会長をもつて構成する。
運営委員会は毎年5月および11月に開催する。会長が必要と認める場合は臨時にこれを招集することができる。
- 第6条 共同研究会の運営推進を図るため、運営委員会の下部機構として幹事会をおく。
- 第7条 共同研究会の研究題目および研究部会の設定、変更、廃止は運営委員会で協議決定する。
- 第8条 研究部会の研究の結果は、運営委員会に報告し、研究成果の発表は日本鉄鋼協会が行なう。
- 第9条 本規程の設定および変更は、運営委員会および日本鉄鋼協会理事会の議決を経て行なうものとする。
- 第10条 本規程の施行に必要な事項は、内規をもつて定める。内規の設定および変更は運営委員会の議決を経て行なうものとする。

付 則

本規程は昭和38年1月1日から実施する。

本規程の実施に伴い、原子力研究委員会規程はこれを廃止する。

第1回原子力総合シンポジウム開催について

1. **開催要旨** 従来の「原子力研究総合発表会」の総合講演・討論会の趣旨をうけつぎ、原子力研究を軸として専門を異にする研究者・技術者間の知識の交流および普及を図る。
2. **期 日** 昭和38年2月22日(金)～23日(土)
3. **場 所** 神田・学士会館(大集会室(A会場), 北大食堂(B会場))
4. **共催学協会** 日本原子力学会, 日本鉄鋼協会ほか 22 学協会
 詳細のお問合せおよび「予稿集」(2月中旬に作製, 実費配布)の予約は, 運営委員会(東京都港区芝田村町1の1 原研内(電)591-5489 日本原子力学会気付)に直接ご連絡下さい。

プ ロ グ ラ ム

第1日 2月22日(金)

A会場 (9:30～14:00)

総合エネルギー問題と原子力
核融合研究の現況
1952年 ICRP 報告について
〔討論会Ⅰ〕(14:00～17:30)
国産動力炉プロジェクトについて

原子力委員 有 沢 広 己
名大プフズマ研 長 尾 重 夫
放 医 研 伊 沢 正 実

第2日 2月23日(土)

A会場 (9:30～14:30)

原子力第1船の計画の現況
原子力とMHD
直接発電—熱電気を中心として—
日本原子力発電会社東海発電所の建設
日本原子力発電会社東海発電所機器の検査
〔討論会Ⅱ〕(14:30～17:00)
動力炉と計算機制御

三菱造船 山 口 宗 夫
原 研 矢 野 淑 郎
東 京 大 菅 義 夫
原子力発電東海建設所長 川 畑 整 理 夫
富士電機東海建設事務所長 高 市 利 夫

B会場 (10:00～16:00)

核燃料の性質と最近の動向
燃料被覆材の諸問題
核分裂エネルギーの化学利用
放射性廃棄物処理—問題の規模と展望—
放射性廃棄物処分に伴う環境安全管理
放射性廃棄物の処理計画について

三菱原子力 高 橋 修一郎
東 京 大 三 島 良 績
東 京 大 大 島 恵 一
原 研 石 島 健 彦
放 医 研 佐 原 伯 誠
荏 原 製 作 角 谷 省 三